

第 198 回通常国会 平成 29 年度決算に対する質問

平成 31 年 1 月 29 日

立憲民主党・民友会・希望の会 風間直樹

私は、ただいま議題となりました平成 29 年度決算について、会派を代表して、安倍総理及び関係大臣に質問します。

○毎月勤労統計

まず、毎月勤労統計の不正調査、統計法違反問題について伺います。厚生労働省は、各自治体を通じて行う毎月勤労統計の調査において、500人以上規模の事業所については全て調べるルールですが、2004年以降、東京都の約1400事業所のうち、3分の1のみを勝手に抽出して調べていました。これにより、実態より低く出た平均給与が雇用保険や労災保険の給付額に反映され、2015万人もの方々への支給額が低くなりました。追加支給が必要になります。そして予算案の閣議決定もやり直すことに。これは政府による前代未聞の違法行為です。

さらに2018年の給与水準の高い伸びは、データを修正しただけではなく、数値の算出方法を変更し、従業員30-499人の事業所の調査対象の半数が入れ替わった結果と判明。これでは「給与の伸び」を大きく見せるため意図的に行ったと思われるかもしれません。

政府は発覚以降、第三者による特別監察委員会を設け、今月22日、結果を発表。厚生労働省は20人の職員の懲戒処分を決定し、幕引きを図りました。しかし、特別監察委員会が否定した組織的隠ぺいは本当になかったのでしょうか。疑念は深まっています。不正調査が実施される前年、2003年には、不正な調査手法を認めるマニュアルが作成されました。そして不正調査を続行する中、厚生労働省は、総務省への提出文書時や統計に関する公の会議の場でも繰り返し、「全数調査を行っている」と述べています。また、全数調査から抽出調査に変更後も、課長級職員を含む職員や元職員は不正と知りながら、違法行為を引き継いできたことが、特別監察委員会の調査で明らかになっています。これは組織的隠ぺいであり、故意の統計法違反に他なりません。

また、去る24日の衆議院厚生労働委員会の審議では、厚生労働省の職員が特別監察委員会報告書の原案を書いたことが明らかとなりました。さらに、厚労省官房長が幹部聴取に同席、質問し、厚労省職員も課長補佐以下への聴取を行ったことも判明。もはや特別監察委員会による調査の独立性は完全に崩れています。

さらに、総務省の点検作業では、国の公的統計のうち、56ある基幹統計の約半数、22統計で不適切な事例があり、うち21統計では統計法違反の疑いが排除できません。

公文書改ざんに続き、国家政策の礎である統計において、長年違法行為が繰り返されてきたこと。これは「政府はありのままの事実、数値を明らかにするはず」と考えてきた国民の信頼を、根底から覆す行為です。

さて、この毎月勤労統計は、アベノミクスが成功している根拠ともされてきました。実際に総理は毎月勤労統計を根拠として、アベノミクスの成果を答えています。例えば平成26年3月14日、野田国義参議院議員の質問に対し、また平成29年11月29日、大塚耕平参議院議員の質問に対して。今回の不正を受け、厚生労働省は改めて2012年以降の再集計値を発表しました。その結果、名目賃金は全ての月で修正され、2018年1～11月の伸び率はすべて縮み、最大0・7ポイントの下方修正。このように、アベノミクスの成果と総理が自賛した数値の根拠は崩れています。総理。総理はご自身が根拠とした数値は間違いであり、アベノミクス成功の根拠とは言えないとお認めになりますか、率直な見解を求めます。

あわせて総理の責任についてお尋ねします。憲法73条が謳う「法律を誠実に執行する義務」を負っている安倍内閣が、「全体の奉仕者として公共の利益の実現を責務」（国家公務員法96条）とする官僚を統制できていないのは明白です。そして安倍一強と言われる強い内閣が、内閣人事局を通じて国家公務員の人事を強く統制しているにもかかわらず、重大な公務員不祥事が続発しています。憲法73条が内閣に求める責務を、あなたは総理として果たしていると考えますか。お尋ねします。

また、職員は懲戒処分到处せられたものの、厚生労働省を指揮統督する根本厚労大臣の責任に、総理は全く言及されていません。根本大臣は12月20日に事態を把握するも翌21日の雇用統計公表を止めず、統計関連予算が含まれた同21日の来年度予算案の閣議決定にも閣僚として憚ることなく署名。結果、閣議決定のやり直しという異例の事態に至り、国民生活に多大な影響が及ぶ騒ぎとなっています。この責任は極めて重大です。根本厚労大臣の罷免と総理の辞任を求めます。

総務大臣、人事院総裁に伺います。今回の勤労統計問題に関し、検査院、人事院、総務省行政評価局は、行政の内部統制機関として、厚生労働はじめ各省庁に対する調査、および実地調査などの役割を十分に果たしてきたのでしょうか。これら機関が機能していれば、重大な法令順守義務違反となる公務員の信用失墜行為が続発するはずがありません。

内部統制機関の持つ、行政の法令遵守を監視する権限には次のものがあります。会計検査院法25条：検査院が持つ実地検査権、国家公務員法17条：人事院の行政機関に対する強力な調査権、総務省設置法第6条：総務省の各行政機関の長に対する資料の提出、説明を求める権限、また各行政機関の業務に対する実地調査権。

今回の統計法違反行為に関し、問題が発覚する前に、厚生労働省はじめ各省

庁への内部調査、実地調査をどのように行ってきたのか。また今述べた法令を踏まえて今後どのように対応する考えか。総務大臣、人事院総裁の答弁を求めます。

同僚議員の皆様、これら機関が機能不全に陥っている構造的問題を国会で議論することを緊急の課題として提起します。

○国会運営の異常さについて

次に国会の運営について一言申し上げます。先の臨時国会での、入国管理法改正案、水道法改正案、そして漁業法改正案での強引な採決。私たちは、安倍内閣の下、国権の最高機関としての国会が大きく変質しつつあると考えています。

なぜ国会は、日本国憲法で、国権の最高機関と規定されているのでしょうか。理由は二つ。第一に、国会議員が国民の直接選挙で選ばれ、民意を国政に直接反映すべき存在であること。第二に、国会に指名された内閣総理大臣が内閣を組織し、国民は内閣に行政権の行使を委託し、そして国会が国民の代表として行政権の行使を監視する責務を負っていること。

わが国議会制民主主義の歴史において、先人たちは国会の行政監視機能が健全に発揮されることに配慮し、その結果、十分な審議時間の確保や、与野党合意の下での会議運営といった先例が重ねられてきました。しかし先の臨時国会の運営は非常に乱暴なものでした。

国会による行政監視機能、法案審査機能の行使は、今十分に果たされているとは言えません。安倍内閣の下、「国権の最高機関」となったのは、政府自民党の人事権と、霞が関の人事権を持つ総理官邸なのではないでしょうか。一方、私たち国会は国民に対し、与党支持者、野党支持者の区別なく、民意を十分国政に反映し、安倍内閣による行政権の行使を監視していると自信を持って言えるでしょうか。

安倍総理、行政権はあくまでも主権者たる国民が内閣に行使を委託しているものです。その認識はありますか？答弁を求めます。

○決算検査報告及び検査院OBの再就職に対する総理の認識

平成29年度決算検査報告について質問します。会計検査院は、検査報告を作成し、決算とともに内閣に送付します。そして、11月20日に平成29年度決算検査報告が内閣から国会へ提出されました。本報告の掲記件数は374件、指摘金額は1,156億円となっており、昨年度と比較しますと、件数は49件減少していますが、金額は282億円増加しています。

省庁別で見ますと、掲記件数が最も多いのは厚生労働省の95件であり、以下、総務省51件、農林水産省42件、文部科学省と国土交通省がそれぞれ32件となっています。また、指摘金額では、防衛省の「重要物品であるのに物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった航空機、艦船等に搭載する物品に

ついて、明確な計上基準を制定し、その内容を周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの」の 616 億円が最大となっています。国民の血税が不適切に使用されることなく、国の資産も適切に管理されるよう、政府として指摘項目の再発防止に全力を挙げるべきと考えますが、総理の見解を求めます。

国の会計を検査する会計検査院については、会計検査院法第一条で、「会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。」とされています。一方、私は、検査院OBが検査対象である各省庁所管の法人や団体へ再就職する事例が、過去 10 年、毎年 10 名前後あることに触れ、そこに検査院OBの指定ポストやあつせんがあるのではないかと繰り返し質してきました。また、平成 18 年度から 27 年度まで 10 年分の会計検査院報告書によると、報告書で問題が指摘された法人、団体に再就職する検査院OBも 13 名おり、検査対象に再就職することの是非が問われています。

政府及び会計検査院当局はこうした疑いを否定していますが、一昨年 1 月の代表質問において、私は安倍総理に検査院OBの再就職について質問しました。その際、総理は「会計検査院の職員の再就職についても国家公務員法の規定にのっとって行われている」と答弁されましたが、そもそも、検査院OBが実態として、検査対象である各省庁の所管する法人や団体に再就職していれば、各省庁に対する検査に何らかの付度が働きかねないと国民から疑いを持たれても仕方のないのではないですか。総理の認識を伺います。

○北方領土返還と在日米軍基地

最後に総理に伺います。日米安保条約上、米軍は日本全国どこにでも望む場所に基地を置ける権利があるとされていますが、これは事実でしょうか。安保条約 6 条には「アメリカ合衆国はその陸軍、空軍、および海軍が日本国において基地を使用することを許される」とあり、米国と安保条約を結ぶ他国のように、基地を置ける場所を限定列挙していません。仮に北方領土四島のいずれかの返還が実現した場合、米軍が望めばそこに基地が置かれる可能性はあるのでしょうか。また米軍が日本国内のいずれかに基地を置くことを希望した場合、日本政府が同意しないことも可能なのでしょうか。

以上をお尋ねして私の質問を終わります。ありがとうございました。